

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 761-0195
かがわけんたかまつしかすがちよう
住 所 香川県高松市春日町1735番地3
かぶしきがいしやえすていねっと
氏 名 株式会社STNet
こが よしたか
代表取締役社長 古賀 良隆
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

(担当 :)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

平成24年2月16日付けで募集されました「実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定に対する再意見」を以下のとおり提出します。

意見提出者	イー・アクセス株式会社
提出された意見内容 (該当箇所)	<p>2ページ 【申請内容について】 1. 接続料 ■ドライカップ、ラインシェアリングの接続料について ＜①未利用芯線コストの扱いの見直し＞ この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス(加入電話)と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカップ等の接続事業者サービスでは、根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカップ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。 従って、<u>接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、例えば以下のような方法でドライカップ等の原価から除外すべきと考えます。</u></p> <p>＜②メタルの耐用年数見直し＞ また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直しを行わない場合には、<u>耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要がある</u>と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>イー・アクセス株式会社殿のドライカップ、ラインシェアリングの接続料に対する「接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、ドライカップ等の原価から除外すべき」、「耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することになるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要がある」という意見に反対します。</p> <p>市場や競争環境の変化が激しい通信市場において、地域系通信事業者やCATV事業者など自ら設備を構築してサービスを提供している事業者(以下、「設備事業者」といいます。)は、経済合理的な観点に立って設備構築を行い、企業会計原則に則って現実の設備状況を反映した料金設定を行っています。</p> <p>したがって弊社は接続料の設定において、公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いが大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が採用されていることは適切であり、今後も恣意的に算定項目を変更することなく、当該設備に係る全てのコストをベースに算定すべきであると考えます。</p> <p>イー・アクセス殿が提示されているような、原価から未利用芯線分コストや法定耐用年数を超えた設備に係る施設保全コストを除外するということは、設備保有者であるNTT東西殿に除外されたコストの負担を一方的に負わせ、接続事業者がリスクなく低廉な料金で利用できるといった接続事業者にとって都合の良い恣意的な料金算定となり、結果的にNTT東西殿を含む設備事業者とのサービス競争における公平性を著しく欠くこととなります。</p> <p>また、接続料の上昇に伴う接続事業者等への影響について述べられていますが、一方で接続料の上昇はPSTN網マイグレーションの観点からはIP網への移行を促進する方向に働く側面もありますので、長期的な展望も考慮した判断が必要であると考えます。</p> <p>については、設備競争とサービス競争のバランスを図る観点から、弊社は接続事業者が一方的に有利になる料金算定の導入に反対します。</p>